

No. 1850
2019・10・21
毎週月曜日発行

みよし民エース



発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

広島県と意見交換 民商が中小業者支援団体として個別会議

10月3日に民商広島県連は中小業者支援団体として、昨年引き続き広島県と「広島県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき個別会議を行いました。
広島県から商工労働局の今井課長ら10名が応対、県内民商から16名で内、三次民商から佐々木副会長と作田事務局長が参加しました。

今回は主に6つの要望に対して意見交換をしました。



①消費増税・軽減税率について

10月からの増税、複数税率、キャッシュレス還元、プレミアム商品券など混乱が予想されるため、総合的な窓口の設置をしてほしいと要望すると、「消費増税は国のことなので県

としての回答は控えたい」としながらも「県にも相談があれば経営革新課が担当になり、相談に乗るようにする」

②グループ補助金の改善について

申請の期限が迫ってきて、真の復興をめざすなら、期限の延長が必要と要望すると「地域の復興を願うのは県もみなさんと同じ。ただ災害直後と1年経過した現在では、被災者の悩みの質も変わってきている」と回答。

煩雑な書類にあきらめた人がいることや、わざわざ広島市まで申請を出さなくてはいいけない安芸高田市などの県北地域にも出張相談などの配慮を訴えました

県から被災者に寄り添った民商の対応を評価する意見が出され、「今後は県北地域でも相談できるようにしていきたい

たい。県民の意見を国へ要望する。民商の皆さんをはじめグループ認定や申請で尽力された商工会には感謝している」と謝意を表す場面もありました。

③地域循環型経済のための仕事おこし

住宅・店舗リフォーム助成制度や小規模修繕工事登録制度の創設は地域循環型経済の一環として仕事おこしにつながる要望すると「リフォーム制度の創設は考えていない。簡易な工事については経営事項審査を受けた業者や消費税、県民税の完納要件を満たした業者に発注する」と回答。

参加者から「この会談は広島県の『小規模企業振興条例』の下、地域を支えるために欠くことのできない存在である、中小企業の振興をはかることを県政の最重要課題と位置づけて施策を総合的に推進していくという理念によるもので行われている。予算が足りないからとか体制がとれないからというのではなく、どうすればできるのか考えてもらいたい」と指摘がありました。

④国民健康保険の引き下げを

「全国の知事会で国に対して公費の増額を訴えている」

⑤所得税法56条の見直しを

「そもそも所得税法56条が悪いとは言えない」

⑥県内業者の実態調査や伝統文化の支援育成

「県内200社に対して1月に1度聞き取り調査を。伝統産業はアンテナショップで展示・販売している」

特に県北部では広島県の役割が感じられていない実態もあり、早急の中小企業振興策が求められています。

台風19号 被災者へ義援金を！

10月12日に襲った台風19号で多くの民商会員が被災されました(今週の商工新聞に詳細) 仲間を助けるため、事務所に義援金箱を設置しています。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

秋の運動目標を達成へ！

『楽しく拡大&訪問行動』

10月26日(土)

午前9時～12時
三次民商事務所集合

10月29日(火)

午後6時～8時
三次民商事務所集合

消費税増税対策！

『子記帳くんバージョンアップ
説明&導入会』

10月21日(月)

午後2時～
三次民商事務所

10月23日(水)

午後6時30分～
三次民商事務所

10月25日(金)

午後3時～5時
高田事務所

労働保険第2期分 納入のお知らせ

10月31日まで

民商に持参してもらうか、振込でお願い
します。
(できるだけ振込でお願いします)

秋の運動会費に
御協力をお願いします。

第1回の理事会で、秋の運動
が決まり、10月・11月分の会費
に秋の運動会費が1,000円
づつプラスになります。
消費税対策など、運動を前進
させるため、ご協力をお願い
します。

シリーズ 消費税増税で想定さ れるトラブルQ&A その2

基礎知識

2019年9月30日以前

請求書等保存方式

2019年10月1日

2023年9月30日までは

区分記載請求書等保存方式

2023年10月1日

適格請求書等保存方式

Q 私のお店は軽減税率
に対応したシステムをま
だ導入していません。こ
れまでどおりの請求書を
発行したところ、取引先
から区分記載請求書等保
存方式に対応した請求書
を発行するように依頼さ
れましたが、発行しなけ
ればいけないのでしょうか。

A 法的な義務はありません。
しかし、取引先にとっては、
請求書・領収書等の保存や帳
簿の区分経理の都合上、不便

が生じます(特に消費税の課
税業者)。トラブルを避ける
には、スタンプや手書きで税
率を記載するなどして補うこ
とを検討する必要があります。

なお、2023年10月1日
以降は要件を満たした適格請
求書等(インボイス)の発行
をしないと、取引先が仕入控
除をすることができなくなり、
さらなるトラブルが発生する
恐れがあります。

Q 私は消費税の免税業
者です。取引先から区分
記載請求書等の発行を依
頼されましたが、私のよ
うな免税業者でも発行で
きますか。

A 2023年9月30日まで
は免税業者であっても発行で
きます。ですがそれ以降は免
税業者のままでは発行するこ
とはできません。発行するに
は消費税の課税業者を選択し
なければいけません。

もし、免税業者で発行して
しまうと罰則(1年以下の懲
役または50万円以下の罰金)
に課せられます。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654